

公益財団法人岡崎市スポーツ協会賛助会員に関する規程

1. 会員

本協会の目的及び主旨に賛同し、定款第57条に基づき年会費を納入した個人及び団体とする。

2. 会費

賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

賛助会員	賛助会費額	
個人	1口	1,000円より
チーム	1口	3,000円より
法人	1口	10,000円より

3. 会費の運用

会費は、協会の基本財産以外の財産とし、市民スポーツの普及振興と市民の体力向上、健康増進に寄与する公益目的事業の資金とする。

但し、総額の50%以内を法人会計に充当することができる。

4. その他

この賛助会員に関する規程は、平成26年4月1日から施行する。

個人情報の取り扱いについて

協会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を厳守し、協会の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。印刷物の発行のために、個人情報を取り扱う業務の委託を行う場合があります。その他の業務の委託は行いません。また協会から申し込み内容に関する確認のため連絡させていただくことがあります。